

平成 28 年度 品川区立学校教育職員採用候補者選考

教職教養

◎注意事項

1. 指示があるまで、中を開けないでください。
2. 問題は全部で **20 題**です。
3. 試験時間は 60 分です。
4. 「はじめ」の合図で、解答用紙の所定の位置に氏名・受験番号を記入してください。
5. 各問題には 1 から 5 までの 5 つの選択肢がありますが、正答はそのうちの 1 つです。
6. 別紙の解答用紙の解答欄に、正答と思うところを先の丸い HB の鉛筆で次のように濃く線を引いてください。1 つの問題に 2 つ以上線を引くとその解答は無効となります。訂正するときは、消しゴムで完全に消してください。

1 1 3 4 5
2 1 2 3 4

7. 試験終了後、解答用紙を係員に渡してください。
8. 試験内容に関する質問はできません。
9. その他、係員の指示に従ってください。

[No. 1] 次の文章は、小学校学習指導要領において教育課程編成の一般方針について述べたものである。(A) ~ (C) に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1~5のうちどれか。なお、中学校編では「児童」が「生徒」となっているが、その他の文言については小学校編と基本的に同じである。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、(A) 教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした(B) を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の(C) するよう配慮しなければならない。

(A)	(B)	(C)
1. 計画的に	特色ある教育活動	学習意欲を喚起
2. 適切な	個性的な全体計画	学習意欲を喚起
3. 適切な	特色ある教育活動	学習習慣が確立
4. 適切な	個性的な全体計画	学習習慣が確立
5. 計画的に	特色ある教育活動	学習習慣が確立

[No. 2] 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日 中央教育審議会）に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 道徳教育の重要性を踏まえ、その改善を図るため、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」（仮称）という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける。
2. 道徳教育の目標については、現行の規定を整理し、簡潔な表現に改めるとし、具体的には、道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うことであるという根本を明確にした上で、その育成に当たり、特に留意すべき具体的な事項を併せて示す。
3. 内容項目について、いじめの問題への対応をはじめ、児童生徒の発達段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし必要な改善を行うとともに、キーワードなども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
4. 道徳教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、「特別の教科 道徳」（仮称）の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入することが適当である。
5. 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があり、「特別の教科 道徳」（仮称）については、数値などによる評価を行うことが適当である。

[No. 3] 次の文章は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省）の一部である。（A）～（C）に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

このたび、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成22年3月24日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

「報告」においては、学習指導要領において示された基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度の育成が確実に図られるよう、学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として（A）すること等が重要とされています。また、保護者や児童生徒に対して、学習評価に関する仕組み等について事前に説明したり、評価結果の説明を充実したりするなどして学習評価に関する情報をより（B）することも重要とされています。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに（C）を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿です。

（ A ）	（ B ）	（ C ）
1. 改善	積極的に提供	指導の過程及び結果の要約
2. 評価	積極的に提供	指導の過程及び結果の要約
3. 評価	効果的に活用	学習の状況及び生活の様子
4. 改善	効果的に活用	学習の状況及び生活の様子
5. 改善	効果的に活用	指導の過程及び結果の要約

[No. 4] 次の文章は、アクティブ・ラーニングについて述べたものである。()に当てはまる言葉として妥当でないものは、以下の1～5のうちどれか。

学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。

()はその一例であるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

1. 問題解決学習
2. 調査学習
3. 発見学習
4. 体験学習
5. 観察学習

[No. 5] 生徒指導の意義に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 生徒指導とは、すべての児童生徒を対象とするものである。
2. 生徒指導とは、児童生徒の個性についての理解を前提とするものである。
3. 生徒指導とは、その一部として教科指導を当然に含むものである。
4. 生徒指導とは、社会的道徳的な諸能力の育成をめざすものである。
5. 生徒指導とは、児童生徒の発達的全过程において行うべきものである。

[No. 6] 公立の小中学校等における学校経営に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。
2. 主幹教諭は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
3. 学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
4. 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。
5. 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

[No. 7] 次のA～Dは、人権教育・同和教育に関する動きである。これらを古い順番に左から並べたとき正しいものは、以下の1～5のうちどれか。

- A 地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」を内閣総理大臣及び関係各大臣に意見具申した。
- B 第49回国連総会において、翌年以降の10年を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。
- C 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、この中で、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした。
- D 東京都同和问题懇談会が「東京都における同和行政の基本的あり方」について答申し、その中で、東京の地域的特質に適合した施策を推進する必要性などを述べた。

- 1. C→B→A→D
- 2. B→D→C→A
- 3. D→B→A→C
- 4. B→A→D→C
- 5. D→C→A→B

[No. 8] 次の文章が表す仕組みの名称として最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

- 1. キャリア教育
- 2. 学習マネジメントシステム
- 3. 認定こども園
- 4. インクルーシブ教育システム
- 5. コミュニティ・スクール

[No. 9] 学校教育法第21条に規定する義務教育の目標に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
4. 進んで外国の文化を理解し、積極的に外国語によって意思疎通を図る能力を養うこと。
5. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

[No. 10] 教科書並びに副教材の使用に関する記述として最も妥当なものは、次の1～5のうちどれか。

1. 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
2. 中学校においては、教育委員会が有益適切なものとして認めたものについては、教科用図書として使用することができる。
3. 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の使用が義務づけられていない。
4. 義務教育諸学校の設置者は、毎年度、義務教育諸学校の児童生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で各種規定により採択されたものを購入し、児童生徒に無償で給付するものとされている。
5. 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、著作権者の許可を得た場合に限り、公表された著作物を無償で複製することができる。

[No. 11] 児童・生徒に対する体罰、懲戒に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
2. 懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
3. 授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
4. 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものと考えられるため、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合でも体罰には該当しない。
5. 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。

[No. 12] 教職員の服務に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。ただし、ここでいう教職員は、公立学校の勤務者とする。

1. 教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
2. 教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
3. 教職員は、その職の信用を傷つけ、又は教職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
4. 教職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、もしくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、もしくはならないように勧誘運動をしてはならない。
5. 教職員は、いかなる場合でも、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営んではならない。

[No. 13] 平成26年に一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律についての記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
2. 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会で構成され、教育長が招集する。
3. 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
4. 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
5. 教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

[No. 14] 学習理論と関連する人名の組合せが誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 行動主義・・・ワトソン
2. 学習性無力感・・・セリグマン
3. 古典的条件づけ・・・ビネー
4. 系統的脱感作・・・ウォルピ
5. 効果の法則・・・ソーンダイク

[No. 15] 次の文章が表す手法として最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支え合う関係を作るためのプログラムである。

相手と関わる過程は、相手にとって有益であるだけでなく、本人にとっても自己探求や自己決定を育てる意義がある。

1. グループ・エンカウンター
2. アンガー・マネジメント
3. アサーション・トレーニング
4. ロール・プレイング
5. ピア・サポート

[No. 16] 品川区における「小中一貫教育」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 小・中学校9年間を一貫しつつも、教育課程を学級担任制の1～4年生と一部教科担任制の5～9年生の2つのまとまりで編成している。さらに5～9年生を基礎基本の徹底に重点をおいた指導を行う5～7年生と、教科、内容の選択の幅を増やし、生徒の個性・能力を十分に伸ばす指導を行う8・9年生に分け、「4-3-2」のまとまりとなる。
2. 品川区の公立小学校、中学校、小中一貫校においては、平成20年度に告示された学習指導要領の改訂を踏まえ、平成22年に改訂された小中一貫教育要領に基づき教育課程の編成を行っている。ただし、特別支援学級（固定学級・通級指導学級）においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に基づき教育課程の編成を行っている。
3. 平成22年に改訂された小中一貫教育要領では、学習過程において一人一人が判断や意思決定を行い、自らの行動や生き方を考えることができる力を身に付けられるよう、問題解決型の学習をできるだけ取り入れるようにしているため、標準授業時数は現行の学習指導要領と比べ、1年生では60時間、2～9年生では35時間多くなっている。
4. 各教科カリキュラムの特徴として、教科によっては、上の学年の内容を下の学年で指導できるように工夫したり、現行の学習指導要領では扱わない内容を取り入れたりしていることがある。そのため、小中一貫教育の学習内容が確実に実施できるよう、国語科の「漢字ステージ100（改訂版）」や理科の「創造」などの副教科書を使用している。
5. 平成18年4月に、第二日野小学校と日野中学校を母体とした小中一貫校日野学園の開校を皮切りに、平成27年4月現在、品川区には6校の施設一体型の小中一貫校が開校している。これらの施設一体型小中一貫校においては、小中の組織を1つとして小中学校がこれまで築いてきた良いところを生かしながら、様々な取組みを行っている。

[No. 17] 品川区の「市民科」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 指導する内容がきちんと身に付くように数時間のまとまりのある単元構成で行えるようになっている。1年生から9年生までの全ての単元は「課題発見・把握」のステップ1から、「まとめ / 評価」のステップ5までの5つの段階で構成される。
2. 市民科は、教養豊かで品格のある人間を育てることを目指し、児童・生徒一人一人が自らの在り方や生き方を自覚し、生きる筋道を見付けながら自らの人生観を構築するための基礎となる素質や能力を育むために創設された。
3. 児童・生徒にこれからの社会を主体的に生きていくために必要な資質と、直面する課題に適切に対応できる能力の育成を促すために「自己管理」、「自治的活動」、「道德実践」、「将来志向」などの15の能力の全てを扱う。
4. 学校で学んだ知識と自らの生活を有機的に関連させる学習として、5年生の単元に、経済体験学習「スチューデント・シティ」が位置付けられており、近隣の企業や商店において実際の経済活動を体験し、社会や経済の仕組みを理解する。
5. 3・4年生で関連団体やNPOと連携を図りながら授業を実施している「学校茶道」では、日本の古来より伝わる伝統文化を直接学ぶことで、礼節を重んじ、誠意と謙虚さをもって相手に接する態度を身に付けさせることを目的としている。

[No. 18] 品川区の「英語科」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. カリキュラム編成の基本的な考え方は、1～4年生は英語によるコミュニケーションに「親しむ」、5・6年生は英語によるコミュニケーション能力を「身に付ける」、7～9年生は英語によるコミュニケーション能力を「活用する」となっている。
2. 品川区小中一貫教育要領に英語科の9年間の系統的な評価規準が設定されている。1～4年生は評価規準に基づいて顕著な部分を文書表現により評価し、5・6年生は観点別評価を実施する。7～9年生については評定による評価を実施する。
3. 1年生から6年生までの英語科の授業を担当が指導するための教材として、ティーチャーズ・リソースブック（CD・教材等）を作成した。学年ごとに「方向・道案内」、「比べる」、「買い物」など、12のトピックで系統的に構成されている。
4. 平成26年度からモデル校において、1～6年生の全ての英語科の授業を、学級担任とJTE（日本人英語専科指導員）あるいは学級担任とALT（外国語指導助手）とのチームティーチングによって指導する新カリキュラムが実施されている。
5. 7～9年生を対象に、グローバル人材の育成を目的として、放課後の時間に外国人講師による英会話教室を行う「グローバル人材育成塾」を実施している。平成26年度は中学校等4校を会場として実施し、約500人の生徒が参加した。

[No. 19] 品川区の「学校評価制度」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 各学校には「校区外部評価委員会」が設置されている。学識経験者を委員長として、保護者や地域関係者、近隣小中学校の管理職で構成され、それぞれの学校における教育活動の観察および協議により、4月から翌年の3月までを期間として、各学校の評価を行う。
2. 各学校は「校区外部評価」の結果を学校改善に向け積極的に活用するため、結果をどのように受け止め、どのような具体的な改善策を打ち出していくかを明確にする。それを保護者や地域に公表することで、アカウンタビリティ（説明責任・結果責任）を果たす。
3. 「校区外部評価」は全ての学校において共通の評価指標によって実施され、各学校は最終評価の結果を自校のホームページで公開する。児童・生徒や保護者がこの校区外部評価の結果を学校選択の際の資料として活用できるようにすることを目的の一つとしている。
4. 平成18年度に、学校の経営基盤（学校経営、教育課程、法律、財務）に関する専門家が評価を行うことで、教職員の意識改革と学校経営の質の向上を図り、教育活動の成果を基盤とする学校づくりをより一層推進するための「専門外部評価」を導入した。
5. 「専門外部評価」では「組織運営」や「カリキュラムマネジメント」、「危機管理」などの評価項目について、専門外部評価委員から直接、各学校に指導助言が行われるとともに、教育委員会に対しては、各学校に対する評価と支援策について報告書が提出される。

[No. 20] 品川区の近隣セキュリティシステム「まもるっち」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 「まもるっち」は品川区内の区立小学校、区立小中一貫校に在籍する児童および区内在住の私立小学校、国立小学校に在籍する児童を対象として貸与される。
2. NPO法人の情報技術を使った子どもの安全見守りシステムについての提案を受け、区が支援することで、「まもるっち」が開発され、平成17年から正式導入された。
3. 「まもるっち」による緊急通報時に、子どもの様子を確認する協力員がいる。PTA・町会などの個人や商店などの事業者で構成され、1万人以上が登録している。
4. システムの運用時間は月曜日から土曜日の午前7時30分から午後8時までであるが、運用時間外に、児童がピンを引いた場合には、保護者にのみ通報される。
5. 「まもるっち」は防犯ブザー・防犯ライト・GPSなどの機能の付いた端末で、緊急時に端末のピンを引くと警報音が鳴る。携帯電話のような通話機能は付いていない。